

市営墓地を貸し付けます

【募集する墓地名】桃尾墓園(東区戸島町)
【募集数・使用料】

種 別	募集数	永代使用料
芝生墓地	150程度	60万円

☑市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 ㊟来年3月31日までに健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へ(土・日、祝日除く午前8時半～午後5時15分)

※募集要項は上記申し込み場所、秋津・東部・花園・鮑田・南部・北部まちづくりセンター、大江交流室、墓地管理事務所で配布。
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

税務署での来署によるご相談はご予約を

国税について来署による相談を希望する場合や、相談内容により電話での回答が困難な場合には、事前に相談日時等を電話で予約の上、所轄の税務署で相談が可能です。予約の際には、氏名・住所・相談内容等をお伝えください。

☎熊本西税務署(☎355-1181)、熊本東税務署(☎369-5566) ※自動音声案内。
(市民税課 ☎328-2183)

消費者トラブル注意報！

【事例：注文した覚えのない商品が送り付けられた！】

突然通販商品が自宅に届いた。外装を開けると、錠剤の入った小瓶と請求書が同封されていた。身に覚えがないため業者の連絡先に問い合わせているが、自動音声メッセージが流れるだけである。どうしたら良いだろうか。

→トラブル防止のポイント

- 商品の受け取り拒否をしましょう！
相談者からは注文していないので、契約は成立していません。注文していない旨を配送業者に伝え、受け取り拒否をしましょう。その際、発送人の会社名や住所、電話番号をメモしましょう。
- 商品を開封や処分しても金銭を支払う必要はありません。
消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、まずは消費者センターにご相談ください。



リサイクル雑誌・図書配布 無料

㊟10月28日(土)、29日(日)午前9時半～午後5時 ㊟市立図書館2階 ※1人10冊まで。
(市立図書館 ☎363-4522)

危険なブロック塀等の撤去費用を最大20万円補助します

☑次の①～③のすべてに該当するもの

- ①避難に必要な道路等に面しているブロック塀等
- ②本市が実施する調査において、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当するもの
(ア)道路等からの高さが220cm以上のもの
(イ)ブロック塀等が5度以上傾いており、道路等からの高さが80cm以上のもの
- ③ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの

費 次の①、②のいずれか低い額で最大20万円

- ①ブロック塀等撤去工事の見積金額の3分の2(消費税除く)
 - ②ブロック塀等を撤去する面積(m²)に1万5千円をかけた額の3分の2
- 定60件程度(先着順) ㊟12月28日(木)(当日消印有効)までに、申請書と必要書類を原則郵送で〒860-8601住宅政策課へ

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課へ。
(住宅政策課 住宅支援班 ☎328-2449)



出典：一般財団法人消防防災科学センター「災害写真データベース」

マンション管理士派遣のご案内 無料

マンション管理組合からの相談等に対応するためマンション管理士を管理組合へ派遣します。(1組合当たり年度内3回まで)

■相談コース(1回2時間)
(相談例)

- ・ペット問題や滞納への対応方法
- ・臨時総会の進め方や開き方
- ・管理組合の適正な運営の仕方について

■講座コース(1回2時間)
(講座例)

- ・大規模修繕工事の進め方やポイントについて
- ・管理規約の見直しについて

詳しくは、市ホームページへ。



(住宅政策課マンション管理支援班 ☎328-2989)

ご遺族サポートサービスのご案内

亡くなられた方に関する必要な手続きなどを案内する「ご遺族サポートサービス」を各区役所で行っています。手続きについては、故人の状況によりさまざまです。期限があるものもあり、ご遺族にとって大きな負担となることもあります。どうぞご利用ください。
【受付時間】(窓口)午前9時～正午(平日) ※予約制になります。

【予約・問い合わせ】区民課(ご遺族サポートサービス) ※平日 午前9時～午後4時。

中央区役所区民課 ☎328-2251
東区役所区民課 ☎367-9133
西区役所区民課 ☎329-1199
南区役所区民課 ☎357-4122
北区役所区民課 ☎272-6922
(地域政策課 ☎328-2031)

ふぐの素人調理は危険です

ふぐ毒による食中毒は全国で毎年のようにおきています。ふぐの処理には専門的な知識や技術が必要で、素人調理はとても危険です。絶対にやめましょう。(市政だよりスマホ版にも詳しく掲載しています。)

(食品保健課 ☎364-3188)



消防活動の支障となる駐車はやめましょう

消火活動では、多くの場合、道路や歩道に設置している消火栓や防火水槽から水を補給します。そのため、付近に車両が駐車されていると、水の補給ができなくなり、消火活動に支障をきたすことから、法律(道路交通安全法)で禁止されています。絶対に駐車しないでください。

また、違法駐車は消防車や救急車の到着を遅らせ、被害拡大や人命損失にもなりかねません。一刻を争う消防活動にご協力をお願いします。

(消防局警防課 ☎363-7174)



消費生活地域見守りサポーター養成講座 受講生募集 無料

㊟11月29日(水)午前10時～午後4時半 ㊟中央公民館6階会議室 ㊟消費者問題に関する基礎知識や見守り活動について学び

- 消費者保護に関する法律・契約の基礎知識
- 消費者詐欺の手口と警察の取り組み
- 高齢者の消費者被害の実情と効果的な支援方法
- 消費者トラブル相談事例

※全ての受講が必要です。

師弁護士、熊本県警察、消費生活相談員 対市内に住む方 定80人(先着順)

㊟10月18日～11月15日までに電話(☎334-1500)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ

(消費者センター ☎353-5757)



避難施設を適正に維持管理しましょう！

火災の際に避難経路となる通路や階段等に物を置くと、避難の障害となり、逃げ遅れが生じるおそれがあります。

また、火や煙の拡大を防ぐ役割をもつ防火戸や防火シャッターの近くに物を置くと、開閉の障害となり火災を拡大させる要因となります。

火災は、いつ、どこで起きるかわかりません。日頃から、避難施設の適正な維持管理をお願いします。

■維持管理のポイント

階段、廊下、避難経路上の扉の近く、防火戸、防火シャッターなどに荷物やゴミを置かない。

(消防局指導課 ☎363-2249)

郵便局でマイナンバーカードの電子証明書更新などの手続きができます！

㊟10月1日から。平日午前9時～午後5時 ※休日：土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)。㊟熊本中央郵便局(中央区新町2丁目1-1)、熊本東郵便局(東区錦ヶ丘1-10) ㊟①電子証明書の新規発行および更新②署名用電子証明書暗証番号の初期化(6桁以上)③その他暗証番号の初期化(4桁) 対①の場合、マイナンバーカード／②③の場合、マイナカードと本人確認書類1点

※郵便局では本人(15歳未満を除く)による手続きのみ受け付けています。代理人による手続きはできません。代理人による手続きを希望する場合は、各区役所区民課へ。

※本人が15歳未満の場合、保護者等法定代理人と一緒にお願いします。法定代理人の方は本人確認書類2点の提示が必要です。

☎熊本市マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)(平日午前8時半～午後5時15分)

(地域政策課 ☎328-2067)

わんにゃん相談コーナー(病気)(予約制) 無料

㊟10月20日(金)午後2時～4時 ㊟市動物愛護センター ㊟犬・猫の健康について 師開業獣医師 対犬猫の飼い主 ※ペット同伴は不可。㊟10月13日まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ

(市動物愛護センター ☎380-2153)

飼い主のいない猫との関わり方

「かわいい」「かわいそう」という感情だけでノラ猫にエサをあげると、周囲にさまざまな悪影響が出てきます。お世話をする場合は次の3つの事を守りましょう。

○不妊去勢手術をする

猫は生後半年くらいで子猫を産めるようになり、年2～3回出産するため、数が増えてしまいます。

○エサはきちんと管理し、食べ残しを片付ける

エサを置きっぱなしにしておくと、カラスやタヌキなどの野生動物が集まり、害虫が発生します。

○トイレの設置・掃除、周囲の清掃をする

トイレを設置しこまめに掃除する事で、ふん尿被害を減らしましょう。(市動物愛護センター ☎380-2153)

犬の飼い主変更、引っ越し、死亡の場合は手続きを

生後91日以上の子犬を飼っている方には、犬の登録と、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

引っ越しや譲渡により、犬の所在地や飼い主が変わった場合、30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

カーボンニュートラルに向けて エコで快適な自転車を利用してみませんか

地球温暖化の防止と自転車の利用について

自転車は、交通渋滞の緩和や健康増進などの効果に加え、温室効果ガスを排出しない地球温暖化の防止に寄与する移動手段としても注目されています。

皆さんも、近距離の移動から自転車の利用を始めてみませんか。

シェアサイクルサービス『Charichari(チャリチャリ)』

本市では、neuet(ニュート)株式会社と共同で、シェアサイクル実証実験事業を行っています。

「チャリチャリ」は1分ごとの料金設定で、利用手続きもスマホで簡単。日常の移動にぴったりです。

スマホで借りて、返却まで簡単4ステップ！



チャリチャリをみつける QRコードで鍵をあける 駐輪ポートまでライド 鍵をしめて終了！



アプリはこちらから

(脱炭素戦略課 ☎328-2355／自転車利用推進課 ☎328-2259)